

名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加



2022年1月31日に「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について、妥当であるとの答申がありました。

この改正案により、化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合に名称等の表示・通知をしなければならない化学物質が234物質追加されます。加えて、当該234物質の裾切値（含有量がその値未満の場合に通知の義務対象とならない値）が設定されます。

<改正案のポイント>

- 危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならないとされています。
また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書（SDS）の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならないとされています。
(労働安全衛生法第57条・第57条の2)
- 当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施しなければならないとされています。(労働安全衛生法第57条の3)
- 今回の改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質(234物質)が規制対象として追加されます。
- 追加された物質の裾切り値は、労働安全衛生規則別表第2に定められます。
- 施行予定日2024年4月1日（ただし、今回追加される化学物質について、施行日において現存するものについては、2025年3月31日までの間、名称等の表示義務に係る規定が適用されません。）

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2022年1月31日付 厚生労働省報道発表資料](#)

有機分析箇所 杉山みなみ

当社では毎月メールマガジンを配信しております！

情報はよく目にするが情報量が多い。情報はあるけれど理解しづらい文章が多い。そのような お悩みを解決すべく、なるべくわかりやすい文章で、最新情報や時期的に必要なと思われる情報をメールマガジンにしてお届けしています。ご了承いただければ配信致します。

お問合せはこちら

